

P F I 法改正説明会における質疑応答（概要）

【法改正全般に関する質問】

	質問	回答	質疑の あった会場 (括弧内は日付)
1	今回の法改正により、どのような分野の施設についてP F I が推進されると考えているか。	運営権制度の導入等を通じて、独立採算型（有料）の施設について、これまで以上にP F I を推進していきたい。また、高齢者施設等の社会的ニーズの高い施設についてP F I の活用を促していきたい。	・東京（7/14）
2	今回の法改正はP F I を推進するものであり、P P P を推進するものではないのか。	P F I はP P P（官民連携）の一手法であると考えており、今回の法改正はP P P の推進でもあると考えている。	・広島（7/19）

【「P F I の対象施設の拡大」に関する質問】

	質問	回答	質疑の あった会場 (括弧内は日付)
1	今回の法改正で移動施設が対象に追加されたが、移動施設における官民のリスク分担についてどのように考えるか。	個々の事業の性格に応じて、契約で官民のリスク分担を決めていくことになると考えている。	・東京（7/14）
2	合築できる施設に制約があるのか。	合築できる施設に制約はない。民間収益施設を併設する場合には行政財産の貸付けについて制約があるが、これを今回の法改正で拡大したものである。	・名古屋（8/1）

【「民間事業者による提案制度」に関する質問】

	質問	回答	質疑の あった会場 (括弧内は日付)
1	民間事業者からの提案を採用することになった場合であっても、事業者の募集をかけて入札することになるのか。	提案者が自動的に受注者になるということではなく、民間事業者の公募・入札は必要である。	・東京(7/12)
2	民間事業者からの提案が採用された場合に、提案者が何らかのメリットを受けられるのか。	提案したことのみをもって必ず受注者になるということはないが、提案するだけの能力があったということ、事業者選定の手続（総合評価）の中でどう評価するかという観点から方向性を検討していきたい。	・東京(7/12, 7/14,7,15) ・広島(7/19) ・仙台(7/20) ・札幌(7/27) ・名古屋(8/1) ・高松(8/3)
3	提案を行った民間事業者を必ず優先的に扱わなければならないというようなことを、政令等で定める予定はあるか。	法令において規定することはないが、内閣府が一定の考え方を示した上で、実際の判断は個々の発注主体で行うことになる。	・東京(7/12)
4	民間事業者が提案を行う場合には、提案時から事業選定・応札時までコンソーシアムを維持しなければならないのか。	提案を行う際に民間事業者がコンソーシアムを組むことは想定していない。例えば代表企業となる企業一社で提案を行うことなどが想定される。	・名古屋(8/1)
5	民間事業者からの提案を採用する際には、提案内容を踏まえて、実施方針を作成する必要があるのか。提案の知的財産権の取扱いはど	提案者の個別ノウハウに係る部分まで実施方針で公表することとなると、ノウハウが漏えいすることになることから、ガイドライン等においてルールを作っ	・東京(7/12) ・広島(7/19)

	うなるのか。	いりたい。	
6	民間事業者からの提案があった場合、導入可能性調査を行政が行う必要はあるのか。	民間事業者が提案をする際に添付する書類として、行政がVFM等を判断できる資料を添付させることを予定しており、それに基づき検討することとなる。	・金沢(7/26)
7	提案を受けた場合、行政としては検討のために外部有識者を入れた第三者委員会を設置する必要はあるか。	検討方法について法律で特に制約は課されていないが、今後ガイドラインを作成する中で検討してまいりたい。	・札幌(7/27)
8	民間事業者からの提案に対する回答期限が法律で置かれていないが、行政が回答を行わないことにならないか。	提案の内容に応じて回答までの検討期間が異なると考えられることから回答期限を法定していないが、行政は検討義務を負っており、回答を行わないことは本規定違反になると考えている。	・東京(7/15)
9	民間事業者の提案を不採用としたとき、提案者は不服申し立てをすることができるのか。	提案に対する不採用は行政不服審査法の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たらず、不服審査の対象外であると考えている。	・金沢(7/26) ・名古屋(8/1)

【「公共施設等運営権」に関する質問】

	質問	回答	質疑の あった会場 (括弧内は日付)
1	従来行われてきた手法（従来型のPFI事業や指定管理者制度）と運営権制度を比較した場合、運営権制度のメリットは何か。	運営権は抵当権設定が可能であるとともに、譲渡も可能であることから、事業の継続性が確保されるとともに、事業者の譲渡による資金回収が可能であるというメリットがある。 また、従来のPFIにおいては官民の契約で運営内容が決まっていた。運営権制度においては、民間事業者が一定の枠内で利用料金を定めることができる旨を法定化するなど、運営の自由度を向上させている。	・東京(7/14) ・福岡(8/5)
2	運営権を設定することができるのは独立採算型のみなのか。混合型も対象となるのか。	運営権の法的性格を勘案し、独立採算型以外への適用については今後ガイドライン等で考え方を示してまいりたい。	・東京 (7/14,7/15) ・名古屋(8/1)
3	個別法のある公共施設について、運営権の設定が可能であるか否かは、個別法の解釈により決まるということか。運営権を設定できない施設とその理由は何か。	PFI法では個別施設について限定はしておらず、個別法の解釈によって決まることとなる。 現時点では、道路（将来の料金制度のあり方と整合的に検討が必要なため）、関西空港・伊丹空港以外の空港（空港のあり方について検討しているため）、産業廃棄物処理施設（所有と運営を分離することが不適合者の介入防止等の観点から問題があるため）については運営権を活用できないと聞いている。 その他の施設については、運営権の設定は可能である。	・東京(7/15) ・金沢(7/26) ・札幌(7/27) ・高松(8/3)

4	駐車場や下水汚泥を活用する収益施設に関しても運営権制度を活用できるのか。	駐車場法における路外駐車場や下水汚泥関連施設について、運営権の設定は可能である。	・東京(7/14) ・札幌(7/27)
5	公営住宅に運営権を導入した場合であっても、自由に料金を決められるのか。	低所得者に低廉な家賃で住宅を賃貸するという公営住宅の目的に鑑み、公営住宅法で家賃の決定について規制されており、他の施設に比べて料金決定の自由度は低いと考えられる。	・札幌(7/27)
6	運営権を設定した事業で、大規模改修や改築を事業の範囲に含めることは可能か。	当初から実施方針に記載していれば可能である。なお、たとえば別棟を建築するようなものは運営権の範囲に含めることはできないが、その際は別途従来型のPFI事業として実施することは可能である。	・大阪(7/29)
7	地方公共団体が運営権制度を活用する際、運営権に係る条例は個別の施設ごとに制定する必要があるのか。	条例の定め方については法律において特段規定していない。個々の施設ごとに制定するケースも多いのではないかと考えているが、複数施設をまとめて条例制定することも可能である。	・広島(7/19) ・札幌(7/27)
8	運営権制度を「公の施設」に導入する場合、指定管理者制度の指定も必要なのか。	運営権の手續と指定管理者の手續の両方が必要となるが、実務上、手續の簡素化が図られるよう関係省庁と調整してまいりたい。	・東京(7/14) ・広島(7/19)
9	運営権は海外でも物権とみなされているのか。運営権について、なぜ債権ではなく、物権とみなしているのか。	全ての国で物権とされている訳ではないが、たとえば韓国では物権的権利とされていると承知している。今回の法改正においては、現在の独立採算型において課題である資金調達を円滑化するため、運営権を物権とみなして、抵当権の設定を可能としている。	・東京(7/15)
10	運営権の譲渡は、事業の継続が困難となった場合に限定されず、キャピタルゲインを得る	事業の継続が困難となった場合以外にも運営権を譲渡することは可能。行政としては、譲渡が実施方針に照	・東京(7/14, 7/15)

	ために運営権を譲渡することは可能か。また、その際、キャピタルゲインに対する税制特例は設けられているのか。	らして適切であるか、という観点から許可を与えるか否かを判断することとなる。 なお、現時点では税制特例は設けられていない。	・札幌(7/27)
11	地方公共団体が運営権制度を活用している場合において、運営権譲渡の際に、地方議会の議決が不要となるのはどのような場合か？	条例で「譲受人の要件」及び「譲渡に際して議決が不要である旨」が定められていれば、地方議会の議決が不要となる。	・広島(7/19)
12	抵当権の設定や実行について、民間事業者から公的主体への通知義務などは規定されているのか。	抵当権の設定・実行に関して法律に規定していないが、個々の契約において規定することは可能である。	・東京(7/15)
13	運営権の取消がなされる際に、抵当権者は公聴会に出席するなど対抗手段を取ることは可能なのか。	運営権を取り消す際には聴聞手続を取ることとしているが、聴聞手続に利害関係人として抵当権者が参加することは可能と考える。	・東京(7/15)
14	不可抗力で施設が使えなくなり、運営権が取り消された場合にも、公的主体が補償するということか。	個々の契約の中で、官民のリスク分担を決めることになると考えている。	・東京(7/15)
15	運営権に係る法人税の減価償却について、償却期間はどうか。	運営権の存続期間が償却期間となる。	・東京(7/15)

【「情報公開」に関する質問】

	質問	回答	質疑の あった会場 (括弧内は日付)
1	既に実施方針を公表しているP F I事業についても、事業契約の公表の対象となるのか。	法改正の施行前に実施方針を公表しているのであれば、事業契約の公表の対象とはならない。	・札幌(7/27)

【法改正以外に関する質問】

	質問	回答	質疑の あった会場 (括弧内は日付)
1	P F Iは官民対等を理念としているが、行政がその理念通りにP F I事業を実施するとは限らないのが現状。より民間事業者が参入しやすいようにするため、理念の実現に向け、内閣府としてどのような役割を果たすのか。	法改正にあわせてガイドラインを策定することとしており、その中で官民の適切な役割分担が必要である旨を周知していく。	・広島(7/19) ・仙台(7/26)
2	外国企業のP F Iへの参入規制についてどのように考えるか。	外資の参入を規制するか否かは、個別の施設の性質によって異なるものと考えている。	・東京(7/15) ・仙台(7/26)
3	入札する段階でS P Cを設立しておく必要があるのか。	入札段階ではS P Cを設立する必要はなく、S P Cを設立する場合には落札後に設立するのが一般的である。	・広島(7/19)
4	ノウハウを有する独立行政法人がコンソーシアムに参画することは想定されているのか。	制度上は否定されていない。	・東京(7/12)
5	P F I事業者の株式について、第三者への譲	多様な資金がP F Iに入るようにしていきたいと考え	・東京(7/12)

	渡を弾力化してほしい。	ており、株式の流動化について検討を進めてまいりたい。	
6	P F I 特有の会計基準を設定するつもりはあるか。	現時点では検討していないが、今後、現行の会計処理について問題点等があればお聞かせいただきたい。	・東京(7/15)
7	地方公共団体支援のための実務経験者派遣制度を検討しているとのことだが、ノウハウをもった地方公共団体職員を派遣制度に活用することはできないか。	現在制度の詳細を詰めているところである。	・仙台(7/26)
8	補助金適正化法により、補助金を受けた施設については一定期間、処分できないが、P F I 事業の場合はこの面での優遇はあるか。	補助金については、P F I 事業と一般の公共事業の間で差が生じないように、各所管省庁に求めているところ。	・札幌(7/27)